

な形でできた荘園は中央の院宮王臣家などに寄進されて特権（不輸・不入の權）を獲得していくが、飢饉、疫病の流行、盜賊・海賊の横行、領主同士の争いなどという社会不安の増大していくなかで地方の有力者たちは武装をして有事に備え始め、これが武士の発生につながった。

このような国内情勢を背景にして十世紀の前半には相次いで平将門の乱・藤原純友の乱が起って貴族社会を震驚させたが、律令軍団の形骸化してしまったこの時期に、これらの乱の鎮圧には武士の力に頼ることが極めて大きかった。そして武士団の中には招かれて中央の院宮王臣家の警備に当たるものもあつた。

平安時代後期になって地方の郡・郷が崩れだすとともに郡司の持つていた伝統性の強い農民の支配力も弱まり、郡衙で執り行つていた仕事も国衙に吸収されて国司に地方行政の権限が集められたが、在地の土豪（旧来の在地豪族・土着した官人）や在地領主となつた富豪層は「在庁」と呼ばれて介以下の官人とともに国衙の運営に当たるようになつた。このような者の持つ武力については先に述べたとおりであるが、平安末期に起きた保元の乱（一一五六）や平治の乱（一一五九）においては武士団の棟梁としての源氏・平氏の活躍と果たした役割は古代における貴族政治に終わりを遂げさせ、間もない武家社会の到来を告げるものであつた。

二 律令国家の変質と郷土

(一) 荘園の時代と郷土

大化の革新（六四五）によって土地の公地化が行われ、戸籍に基づいて農民に土地を与え、死ねば返さ

せるという班田授与が行われるようになった。しかし、次第に人口の増加などによつて土地の不足を來すようになつたため、ついに養老七年（七二三）には三世一身の法を定めて、新しく池や溝を造つて開墾した者には親・子・孫の三代にわたつて土地の私有を認め、また既にあつた池・溝を利用して開墾した者にはその者一代に限つての土地の私有を認めた。しかし、これもあまり効果が無く、天平十五年（七四三）には聖田永年私財法を出して、開墾した土地はすべて永久の私有を認めることになつた。

このような法令が出されても一般の農民には開墾する余力はなく、専ら地域の有力者や貴族・寺院・神社などが奴婢・浮浪人を使つたり周辺の農民を雇つたりして開墾を進めた。その結果、法の制限を越える開墾も多くなつたため、天平神護元年（七六五）には開墾を禁止したが、その効果もなく、宝亀三年（七七二）には再び開墾を認めるという状況になつた。このようにしてできた私有地を莊園と呼んでいるが、八世紀から九世紀ごろの莊園を初期莊園と呼び、すべてがその所有者の經營であったので、自墾地系莊園という言い方もある。このほか律令制下での私有地としては位田・職田・神田・寺田などもあつたが、このような土地も次第に莊園となつていつた。このようにしてもともと農民に班給する口分田の不足を補う目的で開墾を勧めたものであつたが、しかし結果的には水田の増加にはつながつていなかつた。

莊園の発達

莊園にはもともと納稅（輸租）の義務が課せられていましたが、中央などの権力を持つ莊園領主は一定の手続きをとつて自らの莊園の不輸租（税の取り立てのできない）特権を獲得していました。この申請の手続きは立券莊号と呼ばれ、太政官符と民部省符が

下されたために、その莊園は官省符莊と呼ばれた。

しかし、そのような特權の得にくい地方の有力農民（豪族）は、開墾した私有地を中央の権門勢家に寄進して名義的な所有者にし、自らは莊司または莊預という莊園の管理者となつて不輸租の権利を獲得していく。このような莊園は十世紀以後に爆發的ともいえる勢いで全国に広まつたと言わされているが、特に摂関家に集中していった。しかし、院政が摂関家を上まわる権力を示し始めると、莊園もそこに集中し始め、膨大な皇室領が成立するようになった。このような莊園は寄進によつてできた莊園ということで寄進地系莊園ともいわれている。

このような形の莊園の増加は國・郡の財政ひいては國家の財政を圧迫して、律令国家を根底からゆるがすようになつてきたので、延喜二年（九〇二）以後に莊園整理令を繰り返し出して対策を講じたが、法令を出

すのは大莊園領主である権門勢家であり、このような矛盾から効果は上がらなかつた。そしてさらに莊園領主は國司の派遣する検田使や収納使を拒む権利（不入権）も認めさせていき、莊園は次第に國家の中で独立した存在になり、全國の田地は公領と莊園の二つに分けられることになつた。

莊園領主は当初には田地の収穫や地子（小作料）を得るのが目的であつたが、その後次第に莊民に対し公事（調・庸にあたるもの）を取り立てるようになつた。公事は莊園領主が必要とする米以外の物資を調達するものであつたが、平安時代末期には労働人夫の日・月割りを決め、年貢輸送から歳の警備の兵役まで要求するようになつた。

犀川の莊園

九州での莊園の全盛期は十二世紀であるが、大莊園領主は宇佐八幡宮とその神宮寺である弥勒寺、安樂寺

（菅原道真を祀る）で、その次が觀世音寺である。莊園の中でも神社領・寺院領が約六二七パーセントを占めるが、土地領有区分では莊園は約九〇七パーセントに達し、公領は約一〇七パーセントにしか過ぎない（第8表参照）。宇佐八幡宮領・弥勒寺

第8表 豊前国の土地領有区分

総面積	神社領	仏寺領	権門領	府領	公領
一四、三〇〇町	五、一四一	三、八〇九	三、六六四	二八〇	一、四〇六（九三六）
一〇〇	三五・九	一六・七	二五・六	一・九	（九・九五）

（箭内健次編「北・九州・繩文より明治維新まで」吉川弘文館 一九六八年より）

寺領は九州の中でもやはり豊前国に集中しているが、その総面積は約六九〇〇町歩に達しており、豊前国の寺社領の約七五七パーセントを占めている。

その中で現犀川町域での宇佐八幡宮領は『八幡宇佐宮御神領大鏡』によると城井浦、幡野浦、横瀬浦の三莊園が見えており、十二世紀初頭にこれらの莊園が成立している（第9表参照）。

第9表 平安時代の宇佐八幡宮社領（福岡県内）

名稱	成立年次	現在地	典拠
小椿綱余宇 (新別部宇佐 莊)	一一七五	太宰府市五条	大鏡
一〇〇三	同	嘉穂郡庄内町綱分	縁事抄
一〇二三	同	穂波町椿	同
		浮羽郡吉井町（未詳）	

赤橋	広奈	横幡	城角	伝築宇	津長	到虫	勾原	竹三	小奴	御宮	守部	加田久江園
幡	幡	瀬古	野井	法寺	城原	限野	生別	金田	毛野	河山	深山	莊園
社	社	社	社	社	社	社	社	莊	莊	莊	莊	莊園
（平安末）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）	（同）
二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二	二一二二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
築上郡椎田町奈古	築城町赤幡	（未詳）										

○ 成立年次は、宇佐宮領として成立の意味で、必ずしも莊園そのものの成立年次ではない。

○ 宇佐八幡宮神宮寺跡をふくむ。

○ 典範欄の大鏡は、『宇佐八幡宮神領大鏡』の略。同じく縁事抄は『宮寺縁事抄』の略。

（『福岡県の歴史』光文館 一九九〇より）

仲津郡西郷僧頼源 仲津郡西郷は現犀川町にあたるが、ここに十二世紀初頭（平安時代末）に住んでいた僧頼源については見ることにする。彼は天台山二宮御油所の検校（天台山二宮がどこかは不明であるが、蔵持山権現か）であったが、嘉承二年（一一〇七）十月五日夜に強盗に襲われて家財などを奪われたうえに家宅に放火される（『平安遺文』四所收僧頼源）。その被害届は次のとおりである。

- ・田畠坪付 一通（豊前国印の押印のあるもの）
- ・焼失建物 住宅三宇（五間×三間、二間×四間、三間×三間）
- ・盜難家財 蔵二字（五間×三間のもの）
- ・衣類、反物 武具（腹巻三、打刀一）、馬具（鞍、泥隣）
- ・その他 牛・馬の焼死

このように頼源は僧であるが、田畠とかなりの家・屋敷を持ち、そのうえに武装までしていて、西郷内でも有力な名主ではないかと考えられている。地方の政治が乱れ治安の悪化したこの時期、この地方でも莊園を經營する名主層さえ武装し始めた生活ぶりが窺える。

（二） 豊前の武士団と犀川

武士のおこり 奈良時代に墾田永年私財法（七四三）が出されて墾田の私有が認められるようになると、農村では有力

農民層（旧来の地方豪族・有力農民・有力戸主）が土地の開墾を始めたことは先にも取り上げたが、広大な土地を所有して農民を支配し領主化し始めた有力農民たちは、のちにその土地を権門勢家や寺社に形式的に寄進して荘官となり、不輸・不入の権を獲得して律令国家の干渉から逃れようとした。

しかし他方では当時の社会情勢から、他の勢力の侵入や闘争に備える必要があり、さらには自己の支配権の確保や勢力の拡大のために家の子・郎党に武装させるようになった。それは平安時代中期（十～十一世紀）のことであり、これが各地での武士の発生となつた。

また地方に土着した官人や貴族層も広大な私営田を経営して次第に領主化していくが、彼らも武装し、中には各地に発生した中小の武士団をまとめて棟梁として仰がれる者も出てきた。

このような地方の状況に対して中央では衛府が無力化し、院宮王臣家でも私的な武力をを持つようになり、宮廷においても天皇の警護のために武者を置き、院政期に入ると上皇も院の武者所を置いた。また摂関家においても十世紀以降には清和源氏が警護を行つた。

武士の発展

このような武士たちがその実力を發揮したのは、十世紀前半におきた平将門の乱（九三九～四〇）・藤原純友の乱（九三九～四一）の鎮圧や瀬戸内海を跳梁する海賊の鎮撫の際であり、その存在を広く国内に示すことになった。そのような出来事のなかで中小の武士団を広範にまとめてその棟梁となつたのが清和源氏と桓武平氏である。特に清和源氏は前九年の役（一〇五一～六二）・後三年の役（一〇八三～八七）の両役を通して関東の武士とのつながりを深くし、また桓武平氏は院に接近して諸国の受領（国司）になつて力を蓄えるとと

もに、十一世紀後半には北面の武士として僧兵の横暴を抑えた。

そして特に古代末期に起きた保元の乱（一一五六）、平治の乱（一一五九）においては、院・天皇・貴族の政治上の対立や矛盾は武士の力に頼ることなしにはその解決も生命の安全も保証されないとこれまできてしまつたことを露呈した。

九州の武士団

九州でも平安時代には外敵の侵入や内乱に際して、在地の豪族が保持していたと思われる武士の活躍が見られる。寛平六年（八九四）に新羅の海賊が対馬に来寇の際には島守や郡司などが防衛軍を組織してそれを撃退しているが、当時既に律令國家としての軍制は形骸化しており、在地の有力者の持つ戦力に依存せざるを得ない状況であったと考えられている。

また前伊予国司であつた藤原純友の乱の際にも、やはり中央貴族で土着したと考えられる地方豪族の武力が中心的な役割を果たして、純友軍との戦闘を繰り広げている。また寛仁三年（一一一九）の刀伊の来寇に際しても、応戦し撃退したのは前任・現任の府官たちが中心になつており、当時既に大宰府とその管下ではこのような有力者が武力を保持して領主化し、治安その他を支えていたことがわかる。

豊前の武士団

われわれの郷土の発生期の武士についての記録は皆無であるが、前出の仲津郡西郷の僧頼源は田畠を所有してかなりの邸宅を構え武装もしていたことからすれば、彼は在地の小領主と考えられ、平安時代末期には、この地方でも各地域にはこのよくな中・小領主のいたことが推測される。

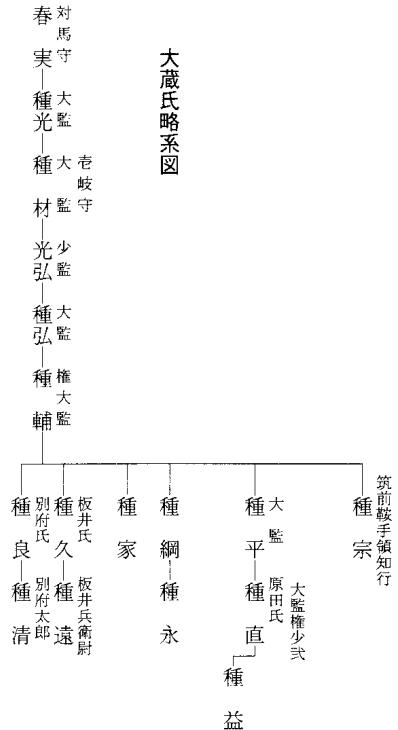
ところで先の藤原純友の乱の際に博多で奮戦した追捕使主典の大蔵春（おおくらはる）実はその後土着して府官に任じられ、その後一族は九州各地に勢力を拡

第10表 京都・行橋地方の主な遺跡一覧

18図の番号	遺 跡 名
1	石塚山古墳（前方後円）
2	番塚古墳（〃）
3	御所山古墳（〃）
4	淨上院遺跡（縄文）
5	葛川環濠遺跡（弥生）
6	椿市廃寺（白鳳）
7	八雷古墳（前方後円）
8	前田山遺跡（弥生～古墳）
9	下稗田遺跡（弥生～古墳）
10	庄屋塚古墳（前方後円）
11	橘塚古墳（円）
12	黒田遺跡（縄文）
13	綾塚古墳（円）
14	扇八幡古墳（前方後円）
15	御所ヶ谷神籠石
16	姫神古墳（前方後円）
17	木山廃寺（白鳳）
18	本庄古墳（前方後円）
19	節丸西遺跡（縄文）
20	上坂廃寺（白鳳）
21	豊前国分寺跡（奈良）
22	豊前国分尼寺跡（奈良）
23	豊前国府跡（奈良～平安）
24	甲塚大円墳
25	甲塚方墳
26	竹並遺跡（弥生～古墳）
27	隼人塚古墳（前方後円）
28	石並古墳（前方後円・帆立貝式）
29	多米駅推定地
30	官道（駅路）

大していった。板井氏も大蔵一族であるが、十二世紀初めには豊前国に土着して在庁官人となり、板井種遠のころは平氏の与党として豊前国府内部の田所・税所両職を兼任して勢いをふるつた。『宇佐大鏡』によれば、仁平年中（一一五二～五四）には板井種人・種遠父子は宇佐宮領であつた豊前国仲東郷城井浦（現京都郡犀川町）田地二八七町歩余を地頭と号して押領し、さらに同郷内幡野浦（現犀川町）にも濫効を行つたという。そしてその所領は田川郡柿原名（現大仕町）・京都郡稗田荘（現行橋市）・仲津郡元永村（現行橋市）・仲津郡城井郷（現犀川町）・築城郡伝法寺荘（現築城町）など広範囲に及び、城井浦の神楽城を本拠地として活動した。また種遠の女は宇佐大宮司公通の子公房に嫁しており、この二大勢力の結合で当時の豊前国においての強力な平氏与党を形成していくことがわかる。

しかし平氏滅亡後、板井氏の所領は没収され、そのほとんどは宇都宮信房に与えられた。



第18図 京都・行橋地方の主な遺跡図

